萬葉集新考

一

837
4
35

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』 請求記号 837-35

ガラス使用

837-#35

帝国図書館

根岸信輔氏寄贈

根岸憲助氏寄託

曹山文庫

萬葉集新考一之巻

安藤野雁撰

萬葉集は歌集也云そのゝ始ゆ是歌も天地ゆ初發ゆ伊邪那岐伊邪那美妹背二柱乃神ゆ大地ゆ成し給ふ時に天御柱を廻りて嘉言ゆ唱ゆ和し、ゆ始めて然有しそ神世よ盛あしく遠く今時ゆ傳へきりその間千五百万秋に流ゆ趣異るゆゑ無し然れども世ゆ盛衰の隨く歌のうつりはあ常ゆ同しからず故古事記日本書紀ゆその古歌も高く秀

昭和八年 帝国図書館

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35

ガラス使用

たゞ高さま雲懸る嶺峰振放瞻るの如く可畏く氣遠
き勢ひのまゝ凡ゆこのにを望み明らむ時ゝ非更其
に次て此集なる歌いはゆ自然形ゆ荒山の狀して
皆ゆ過たりけて古今集より以
ゆ出あるの如く其限ゝ
ゆゝ明まてなむ見えけれ又其よりも彌末にな
りてゝ造きるゆ嶋山乃如く巧よ何怜くは見えけく
中ゝゆ際限れるほゝも顯らはれりさく今京ゆる
まゝも桓武平城の御代ゆ後いまゝ古風け失景更
にて尚大高く雄こしのりし城崎峨天皇代御代よ
甚く漢學を好まして世間うけまにけらく淳和の
御代らりは万事古ゆ變りて歌の休も一向に柔和
ら俗美麗しく化もて行けく仁明天皇御四十賀の
壽歌城奈良法師の作く獻れは少しく古風形るを
ゝら朝廷ゆゑ大く賞歎らきあるよし續後紀よ記
されあもき如是れ樂古今集の頃形ゝ惣く今様に
化はて古ゆ疎のりあむ知られたり然ゆ
今世ゆ至りく已等負けるくも古俺窺ふことを得

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

たゞさま雲懸る嶺峰振放瞻るの如く可畏く氣遠
き勢ひのまゝ凡ゆこのにを望み明らむ時ゝに非ず其
に次て此集なる歌いはく自然那波荒山の狀して
踏分みむこと猶難紀に過たりけて古今集より以
降の歌等は漸〻に平道に出るの如く其限〻
もなく明まてなむ見えけれ又其よりも彌末にな
りてを造き嶋山乃如く巧よ何怜くは見えけく
中〻に際限なるほゝも顯らはなりさく今京にる
まゝも桓武平城の御代に成いまく古風は失景ず

して尚大高く雄こしのりし城崎峨天皇此御代よ
甚く漢學を好まして世間うけまにけらく淳和の
御代ゝりは万事古に變りて歌の休も一向に柔和
ら俗美麗しく化もて行けく仁明天皇御四十賀の
壽歌紀奈良法師の作く獻れは少しく古風なるを
ゝら朝廷にあ大く賞歎らきあるよし續後紀に記
されあもき如是れ樂古今集の頃なゝ惣く今様に
化はゝく古に疎のりあむあゝ知られたり然はに
今世に至りく已等負けなくも古後窺ふことを得

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

たるは契冲阿闍梨よりもあつく有功しき人等世に
出られぬる勤勞(イタツ)のきこゆる思賴(カケ)に依さるこゝろ無し
ちきゆゑ次々に明りゆくゝゝにもあゝ限りにも
及ばぬ光もあらなる後今此時に楚原(シモハラ)のを放(ソ)け文は
彼主等の荒山踏通られし道は明著(シル)のらしと思ふ
宮醜乃燒鎌振起しく尚其跡を尋(トム)ぬるあり
けり

此集の成きゆよりし

此集は中納言大伴家持卿乃家より躬ゆから集め置
れきるものと見四然ぬに昔ゆも是を勅撰ありき
云々其時代並びに撰者ゆさゆ彼是と論(イヒ)ゆ定る
ぬるゆ元りしを契冲阿闍梨の代匠記に明亮(アキラカ)
にゝ辨(ワキマ)免らきりける其説云此集ハ古来勅撰ト
ハ定メテ何レノ帝ノ勅誰人ノ撰ト云ニ付テ異義
マチくナリ爰ニ拾玖抄云京極中納言入道抄云押紙
萬葉集時代事近代歌仙等多雖有喧嘩相論事等粗
伺集之所載自第十七巻似注付當時出来歌事體見
集第十七自天平二年至于廿年第十八自天平廿年

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

三月廿三日至于同勝寶二年正月二日今云考集二日後自同五日至二月十一日載之第十九自同年三月一日至同五年正月廿五日今云考集二月廿五日也疑傳寫誤凡和漢書籍多以所注載為其時代書何拠本集之所見徒動他集之序詞哉頗似無真謂撰者又無慥説世繼物語云萬葉集高野御時諸兄大臣奉之云〻但件集橘大臣薨之後多書之似家持卿之所注尤以不審以上定家卿ノ義ナリ大臣ハ勝宝九載正月六日ニ薨シ給ヒケレハ第二十巻ニ同三月四日ニ大原真人今城ノ宅ニテ家持ノヨマレタル足引ノ八尾ノ椿ト云歌ヨリ巻ノ終ニ至ルマテノ哥ノ事ナリ今此定家卿ノ抄ヲ見テ是ニ心著テ普ク集中ヲ考ヘ見ルニ勅撰ニモアラス撰者ハ諸兄公ニモアラスシテ家持卿私ノ家ニ若年ヨリ見聞ニ隨テ記シ置カレタルヲ十六巻マテハ天平十六年十七年ノ比マテニサ七八歳ノ内ニテ撰ヒ定メ十七巻ノ天平十六年四月五日ノ哥マテハ遺タルヲ拾ヒ十八年正月ノ哥ヨリ第二十ノ終マテ八日記ノ如ク部ラタテス次第ニ集メテ宝字三

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

年二一部ト成サレタルナリ今見及フ所ヲ出シテ
其由ヲ證スヘシ第二云大伴宿禰娉巨勢郎女時歌
一首此大伴宿祢ハ官本ニ依ニ大納言安麻呂卿ナ
リ凡ソ集中ノ例大納言以上ニハ名ヲカヽサレハ
第四ニ同シ人ヲ大納言兼大將軍大伴卿ト書テ名
ヲカヽヌハ理ナリ今ハ微官ノ時ノ哥ナルヲ名ヲ
カヽヌハ私ノ家ニ祖父ヲ貴ヒテナリ勅撰ナラハ
假令家持此ヲ奉ハルトモ名ヲ記サヽル事ヲ得シ
第三云暮春之月幸芳野離宮之時中納言大伴卿奉

勅作歌一首并短歌是ハ大納言旅人卿イマタ中納
言ノ時モ名ヲカヽサルハ父ヲ尊ヒテナリ同巻ニ
中納言安倍廣庭卿歌トカケルニ合セテ意得ヘシ
石上大夫歌一首哥後注云右今案石上朝臣乙麻呂
任越前國守蓋此大夫歟第麻呂ハ勝宝二年マテ存
命ナリケレハ勅撰ナラハカクノ如ク不審アルヘ
カラス同巻云天平十一年己卯夏六月大伴宿祢家
持悲傷亡妾作歌此ツヽキ第書持和等十三首他人
ノ筆ニアラス十六年甲申春二月安積皇子薨之時

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

内舎人大伴宿祢家持作歌六首此哥ヲヨマレタル
日ノ注モ他人ノ筆ニアラス家持ノ内舎人ト成ラ
レタルハ天平十二年ヨリナリ第六ニ見エタリ令
ニ内舎人ハ廿一歳以上ニテ任スト見エタレハ十
六年ニハ家持廿六七歳ナルヘシ十七年ノ哥ハ集
中ニ一首モ見エサレハ第十六マテハ十七年ニ撰
セラレタルカト方ホシキナリ同巻云悲傷死妻高
橋朝臣作歌哥後注云右三首七月廿日高橋朝臣作
歌也名字未審但云奉膳之男子焉是ハ上ラ兼テ天
平十六年七月廿日ナリ若聖武天皇ノ勅撰ナラハ
當時ノ臣下名字未審トヽコトアラムヤ第四云右
郎女者佐保大納言卿之女也云々是ハ當時現存ノ
人ナレトモ家持ノ姑ナル故ニ坂上郎女ト云コト
ラカク委注スルナリ假令家持ノ奉ハラレタリト
モ私ナラスハカクハ注スルコトヲ得ラレシ同巻
云天皇賜海上女王御歌一首哥後注云右今案此擬
古之作也但以往當便賜斯歌歟是ハ聖武ノ勅撰ニ
アラス私ニ集ムル證ナリ同巻云天皇思酒人女王

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

御製歌一首又云八代女王獻天皇歌一首獻天皇歌一首獻天皇歌二首此等孝謙天皇ノ勅撰ナラス當時ラ私ニ記スル證ナリ夏葛之不絶使乃不通有者云々此哥左注云右坂上郎女者云々憶々而相有物乎月四有者云々此注云石大伴郎女之母云々委彼卷ニ至テ見ルヘシ此等ノ注勅撰ニアラス家持ノ親族ノ故ニ私ニ委注セラルヽナリ更ニ他人ノ筆トハ見エス大伴坂上郎女從跡見庄贈賜留宅女子大孃歌一首并短歌哥後注云右歌報賜大孃歌也又云大伴坂上郎女從竹田庄贈賜女子大孃歌二首賜ノ字ハ說文徐曰上予下曰賜下獻上曰貢サレハ此字ハ私ノ家ニハ尊ク人ニ用ヰレトモ勅撰ナラハ君ノ臣下ニ物ヲ給ハルニアラスハ用マシキ字ナルヲ今カク書タルニテ私撰ナルコトヲ知ヘシ下ニモ此字ヲ用タルヲハ此ニ准ヘテ知ヘシ第五モ哥ノ意ヲ顯ハス序詞書ナトノホカ詩文ヲ交ヘ載タルハ勅撰ノ體ニ非ス第六云天皇賜酒節度使卿等御歌一首并短歌是聖武帝ノ御代ニ撰テ孝謙帝

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

勅ニアラヌ證ナリ哥後注云右御歌者或云太上
天皇御製也此太上天皇ハ元正天皇ナリ此注私撰
ノ證ナリ天平六年甲戌春三月辛未難波宮之時歌
六首第一哥後注云右一首作者未詳此注聖武天皇
ノ勅撰ニアラヌ證ナリ若後ニ至テ作者ヲ失ヒタ
ラハ其由ヲ注ストモ未詳トハ云ヘカラス天平八
年冬十一月左大辨葛城王等賜姓橘氏之時御製歌
一首哥後注中云或云此歌一首太上天皇御歌但天
皇皇后御歌各有一首者其歌遺落未得探求焉此注

両帝ノ勅撰ニアラス諸兄公奉ハリテ撰ヒ給ハヌ
堅キ證ナリ天平十年秋八月二十日宴右大臣橘家
歌四首此端作右大臣ヲ敬ヘル詞ナレハ勅撰ニ非
ス諸兄公撰者ナラス證ナリ第三首ノ注云右一首
右大臣傳云故豊島采女歌此注諸兄公撰者ニ非ス
シテ家持ノ撰セラレタル證ナリ又諸兄ハ天平十
年正月ニ右大臣トナリ十五年五月ニ左大臣ト成
タマヒタルニ今右大臣トヲヒ故豊島采女トヲヒハ
此宴ニ在シ豊島采女死シテ後天平十五年マテニ

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

諸兄公ノ家持ニ語リ給ヘルヲ記サレタルナリ諸
兄公ノ家持ニウルハシカリケル事ハ此ヨリ後往
ミニ見エタリ第四首注云右一首右大弁高橋安麻
呂卿語云故豊島采女之作也云〻是モ安麻呂其宴
ノ衆ニシテ有ツル事ヲ後ニ家持ニ語ラレケル故
初ニ四首ト云ヒテ一處ニオカルヽナリ十一年己
卯天皇遊獵高圓野之時云〻是亦當時ヲ記シテ孝
謙天皇ノ勅撰ニアラス證ナリ十二年庚辰天皇御
製歌一首上ニ准ラヘテ知ヘシ丹比屋主真人歌一

首後注云右案此歌者不有此行宮之作乎所以然言
之勅大夫從河口行宮還京勿令從駕焉何有詠思浜
埼作歌哉家持此度御供ニテ前後ノ哥日記ノ如ク
ナルニ其時羨ハラレタル口勅ヲカク記サレタレ
ハ誰カ此集ヲ家持ノ撰ニアラスト云事ヲ得ムヤ
悲寧樂京故郷作歌一首并短歌次云〻卷終云右二
十一首田邊福麻呂歌集中出也福麻呂ハ第十八ニ
家持越中守タリシ時左大臣橘家ノ使トシテ天平
卅一年三月ニ越中ヘ下リシ人ナリ然ルヲ今カク

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

誌サレタルハ集中ニ見聞スル所ヲ委記シテ後ノ
疑ナカラム事ヲ兼テ思ヒ計ラハレタレハ福麻呂
ノ集ノラレタル當時ノ集ナレトモ引テ證トスル
ナリ第七云大海爾荒莫吹云々是ヨリ下七首ノ後
ニ注シテ云右七首者藤原卿作未審年月是ハ藤原
北卿ナルヲ北ノ字ヲ落セルカ彼處ニ委注スルカ
如シ北卿ハ房前ニテ天平九年マテ現存ナリケレ
ハ勅撰ナラハ年月モ知ラルヘキニヤ第八巻云天
皇御製歌二首又云遠江守櫻井王奉天皇歌一首天

皇賜報和御歌一首此等上ニ云如ク當時記セル詞
ニテ孝謙天皇ノ勅撰ニアラサル證ナリ秋雜歌右
大臣橘家宴歌七首次同奈良麻呂結集宴歌後注云
以前冬十月十七日集於右大臣橘卿之舊宅宴飲也
此等勅撰ニアラス諸兄公撰者ナラス證ナリ冬雜
歌太上天皇御製歌一首天皇御製歌一首哥後注云
右聞之御在左大臣長屋王佐保宅肆宴御製是私撰
ニシテ勅ヲ奉ハラヌ詞ナリ御在西池邊肆宴歌一
首注云右一首作者未詳但豎子阿部朝臣蟲麻呂傳

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

謙之是又私撰ノ詞ナリ藤原皇后奉天皇御歌一首
上ニ云如ク孝謙天皇ノ勅撰ニ非ル證ナリ第九云
思娘子作歌一首并短歌後注云右三首田邊福麻呂
之歌集出又云過足柄坂見死人作歌一首是ヨリ七
首マテ注シテ云右七首田邊福麻呂之歌集出是第
六ノ福麻呂之歌集中出也ト云ヲ注セルカ如シ第
十二於能禮故所罵而居者云ヽ注云右一首平羣文
屋朝臣益人傳云昔聞云ヽ是勅撰ノ詞ニ非ス第十
四巻終云以前歌詞未得勘知國土山川之名也今按

勅撰ナラハ其時ハ此中ニ猶勘ヘ知ル處アルヘ
キニヤ第十五云天平八年丙子夏六月云ヽ次云中
臣朝臣宅守云ヽ聖武紀ヲ考ヘルニ天平十二年六
月ニ大赦アリテ穂積朝臣老等ハ召返サレケレト
モ石上乙麻呂中臣宅守等不在赦限ト見エタリ宅
守ノ配處ハ越前ニテ近流ナルニ大赦ニ漏ラレケ
ルハ天平十一年ナトニ流サレテ餘リ程モ無レハ
赦シ給ハサリケルニヤ右ノ天平八年丙子ト云ニ
次テ某月日トモ云ハテ載タルモ當時ノ事ナレハ

某年

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

ナルヘシ然ラハ孝謙天皇ノ勅ニアラサル證ナル
ヘシ第十六云安積香山影副所見山井之云〻注云
右歌傳云葛城王遣于陸奥國之時國司祗兼緩怠異
甚云〻葛城王ハ橘諸兄公ノ初ノ名ナリ彼大臣此
集ノ撰者ニアラサル證據ナリ第十七ハ初天平二
年十一月ノ哥ヨリ十六年四月五日マテノ哥ハ第
十六巻マテヲ撰テ後遺タルヲ拾ヘル欤其故ハ第
三ニ天平十六年ノ梲哥ヲ載セ第四ニモ往〻二年
月ヲ注セル相聞アリ第六ニ養老七年ヨリ天平十

六年マテ專年ニ繫ヘキ雜哥ヲ載セ第八ニモ天平
十五年マテ往〻ニ四季ニ繫ヘキ哥ヲ載タリサテ
十七年ノ哥ハナケテ十八年正月ヨリノ哥ハ第二
十ノ終寶字三年正月一日ノ哥マテ次第二日記ノ
如クナレハナリ遺レルヲ拾フ中ニ十年七月七日
之夜云〻哥後注云右一首大伴宿祢家持勅撰ナラ
ハ題ノ夜ノ字ノ下ニ注ノ姓名ヲハ書ヘキナリ追
和太宰之時梅花新歌六首後注云右天平十二年十
一月九日大伴宿祢家持作此ハ第五巻二帥大伴卿

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

宅ニテ各梅花ヲヨメルヲ和セラレナレハ勅撰ナ
ラハ題ノヤウ今少シ昏ルヘキニヤ山部宿禰赤人
詠春鶯歌一首後注云右年月所處未得詳審但隨聞
之時記載於茲是レ家持ノ私撰ノ詞ナリ天平十八
年正月云々藤原豊成朝臣云々右件王卿等應詔作
歌依次奏之登時不記其歌漏失云々是家持ノ私撰
ノ證ナリ勅撰ナラハ諸王卿ノ哥御許ニハ矢サル
ヘキ故ニ出サセ給フヘシ又各私ニモ記シオカル
ヘシ朝元カ事家持ノマノアタリ知ラレタル事ナ

ル故ニ記サレタリ大伴宿禰家持以天平十八年閏
七月云々更贈越中國歌二首云々此ヨリ第十九巻
拝之道爾出立往吾者云々此ニ至ルマテハ皆越中
ニテノ作或ハ見聞ノ哥ナリ是皆家持私撰ノ證ナ
リ野雁云集中ノ旅人卿の哥は卿歟又
其外も数多歟遑あらぬ撰者乃父ふく親
く見聞るに集免採られ歟又其外
ふも家持卿の親族歟大伴氏の人々ハ哥いとく
多くして内々乃小事ふいとられし
も准へ察るに家持自ら哥をちらなを
ちて旅人卿卿ありし時ハ哥を家持卿越中守ありし
時乃哥とを乃殊ふ多のるを仕国の間ハ情やを
ふ多くくみ出ら
ましあるにし 集中此ニ依テ委ハ出サス見ル人

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

味テ知ヘシ其中ニ第十七ニ大伴池主カ家持ノ哥
ヲ和スル詞書ニ敬ノ字ヲオキ第十九云為家婦贈
在京尊母所誂作歌大伴氏坂上郎女從京師来賜女
子大嬢歌此等私ノ家ノ詞ニテ勅撰ニ非ル證ナリ
又云右一首歌者幸於吉野宮之時藤原皇后御作但
年月未審詳十月五日河邊朝臣東人傳誦云爾春日
祭神之日藤原太后御作歌一首等云々後注云右件
歌者傳誦之人越中大目高安倉人種麻呂是也但年
月次者隨聞之時載於茲焉此右件歌云々八首アル

中ニ前五首ハ藤原朝臣清河ヲ遣唐使トセラルヽ
時ノ哥ニテ當時ノ事ナルヲカク注セラレタルハ
両帝勅撰ニアラスシテ家持ノ私撰ナル證ナリ又
家持ト池主トノ贈答ノ書或ハ序ヲ具シタル詩ナ
トモ交ヘ載ラレタルハ勅撰ノ体ニアラス又第十
七ノ末勝寶元年十一月十二日ニ大伴池主ヨリ家
持ヘ贈ラルヽ書并戯歌ヨリ第二十ノ終ニ至ルマ
テノ哥アル事ハ聖武天皇ノ勅撰ニ非ル證ナリ第
十九云十月二十二日於左大弁紀飯麻呂朝臣家宴

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

歌三首初二首注云右一首治部卿舩王傳誦之久通
京都時歌未詳作主也右一首左中辨中臣朝臣清麻
呂傳誦古京時歌也是ヲ初トシテ家持歸京ノ後ノ
哥モ皆家持ノ注ニテ悉私撰ノ證トレハ更ニ煩ラ
ハシク出スヘカラストト云ヘトモ初心ノ童蒙ノタ
メニ略シテ要ナルヲ擧ヘシ十申年之乱平定以後
歌二首注云右件二首天平勝寶四年二月一日聞之
即載於茲也閏三月於衛門督云〻注云右件歌傳誦
云〻是家持ノ詞ナリ勅從四位上高麗朝臣福信云

云後注云發遣勅使并賜酒楽宴之日月未得詳審也
當帝ノ御歌ヲカク注セルハ私撰ニアラスハ如何
トカ云ハム十一月八日在於左大臣橘朝臣宅肆宴
歌四首此中ニ左大臣ノ哥ニ注シテ云右一首左大
臣橘卿是左大臣ヲ貴ヒテ書タレハ勅撰ナラス左
大臣撰者ニアラス證ナリ左大臣換尾云伊伎能乎
爾須流然猶喩曰如前誦之也是ハ林王宅ニテ奈良
麻呂朝臣ノ但馬案察使ニ赴ムカルヽニ餞セラレ
ケル時家持ノ哥ノ落句息ノ緒ニ思フトアルヲイ

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

キノヲニスルト改ラレハ然ルヘキカト左大臣ノ
宣ヘルナリ是家持ノ私撰ノ詞ナリ然ルヲ仙覚是
ヲ以テ左大臣當集ノ撰者ニテ家持モ相加ハラレ
タル證トス是ハ別時ノ宴席ノ事ニテ此集ニ預ル
事ニハアラスヤレト左大臣ノ撰者ナラヌ證トハ
ナルナリ十一日大雪落積尺有二寸因述拙懐歌三
首終云但此卷中不偏作者名字徒録年月所處縁起
者皆大伴宿祢家侍裁作歌詞也是家持ノ私ニ集メ
ラレタル證ナリ此卷ヲ以テ他卷皆效テ知ヘシ第
二十ニモ今ト同シク家持ノ哥ニ拙懐ト書ル事両
處アリ家持ノ哥ニノ三首謙退ノ詞アリ知ルヘシ
他人ノ撰ニアラストヲ云コトヲ第二十云右天平勝
寶五年五月在於大納言藤原朝臣之家時依奏事而
請問之間少主鈴山田史土麻呂語少納言大伴宿禰
家持曰昔聞此言即誦此歌也是家持ノ詞ナリ同月
二十五日左大臣橘卿云々哥後注云右一首少納言
大伴宿禰家持云々初ノ端作ハ諸兄公ノ撰ニ非ル
證ナリ注ハ家持ノ撰セラレタル證ナリ天平勝宝

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

七歳ヒ未相替遣筑紫諸國防人等歌防人ハ兵部省
モ此事ニ預ル官ナルニ家持此時兵部少輔ニテ難
波ヘ下リテ沙汰セラレケル故ニ此度ノ防人ノ哥
ヲ悉得テ拙劣ナルヲ捨テ撰ヒ取テ載ラレタルモ
家持ノ撰ハレタル證ナリ右八首昔年防人歌矣主
典刑部少録正七位上磐余伊美吉諸君抄寫贈兵部
少輔大伴宿祢家持是自注ノ詞ニテ勅撰ニ非ル證
ナリ右件四首上總國大掾正六位上大原真人今城
傳誦云爾是家持ノ私ノ詞ナリ同月十一日左大臣

橘卿云〻是左大臣撰者ニ非ル詞ナリ天平元年班
田之時便葛城王云〻後注云右二首左大臣讀之云
爾左大臣是葛城王後賜橘姓也是左大臣撰者ニアラスシテ家持
ノ私撰ノ詞ナル證ナリ勝寶八歳三月七日云〻後
注云右一首式部少丞大伴宿禰池主讀之即云云〻
是家持ノ詞ナリ保利江已具伊豆手乃舩乃等云〻
右三首江邊作之第十九ノ終ノ注ニ准ラフルニ家
持ノ私撰ナル故ニカクミツカラノ哥ハ名ヲモカ
カテオカル、事アリ喻族歌一首并短歌左注云右

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

縁淡海眞人三船讒言云々勅撰ナラハカヤウニハ
書ルヘカラス右一首兵部少輔大伴宿禰家持後日
追和出雲守山背王歌作之又云右件四首傳讀兵部
大丞大原今城又云右一首云々主人大原今城傳讀
云爾此等皆家持ノ詞ナリ又此大原今城宴ハ勝宝
九載三月四日ナリ今年八月改元アリテ寶字元年
ト成レリ橘左大臣ハ今年正月六日ニ薨シ給ヒタレ
ハ此三月四日哥ヨリ卷ノ終ニ至ルマテノ哥アル
事ハ左大臣撰者ナラヌ證ナリ二年春正月三日召
侍從豎子王臣等云々細注云未得諸人之賦詩并作
歌也是家持ノ私撰ノ詞ナリ勅撰ナラハ何ソ此詞
アラムヤ右一首為七日侍宴右中弁大伴宿禰家持
豫作此歌但云々是家持ノ私ノ詞ナリ勅撰ノ詞ニ
アラス此外能心ヲ著ハ猶イクラモアルヘシ然レ
ハ何トナキ注マテモ皆家持ノ詞ナリ凡家持ノ哥
ハ年月所處等ヲ記サレタルコト集中ニ亘テ他人
ヨリモ委シ哥数モマタ他人ノ類ニ非ス能く首尾
ヲ見合セハ迷ヘル心風度テ雲消エ疑ヘル思春到

テ凍解ヘシ云々ト説れたるあり古あるも今にも又
比類(タグヒ)なき考證(カムガヘアカシ)ふは有けふ如斯れ姿是ふて論盡(コト)
るの如し然ふ賀茂大人の万葉考云此集は高野
の御時孝謙天皇乃天平勝宝れ時をいきへし橘諸兄大臣撰給(ヱラビタマヒ)りそ
世継物語ふ見ゆ所れ移其よりも以前(サキ)聖武天皇の
御代からむと思はるゝ事ふのもたく諸兄公ふ撰と
そ古々り言傳へしふて実にさもけらしけて古今
集序に万葉集よ入らぬ古哥ふ採られるよし見
ゆれと既ふ万葉ふ哥惣ては十二首ふの事其の中ふ

大歌所の三首そうたゑもれ(ヲ)ふ(ハ)ふ(ハ)ふ(ハ)ふ(ハ)り取られ姿
然(サリ)ども有はし墨滅二首を除くもふは七首ふの歌そ
いのふそ云に野雁云當時古今集の撰者等万葉を
斬撰(キリエラビ)そ見られはふり古と姿あるそら
きけるそしらそ四千五百余首の中そそ七首はうそ
を誤り載らきゝむふと何うそ異しむふ足らむそ
は此集ふそ採らきしふは(ハ)ふ(ハ)ふ(ハ)ふ(ハ)ふ(ハ)
らて外々りそ物せられゝむ今世に傳へる万葉
集ハ當時(ソノヨ)隨(ナラフ)ゝの物ふはふらしふ正ふくそ一巻二巻
十三巻十一巻十二巻十四巻と次第(ツギテ)を改ゑそ是六
巻そ萬葉集ふ成はき然云よ此一二巻は古き大宮
風(フリ)にしく時代も哥主も著き成あゝ十三にそ同し

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

宮風なるら時代作者さだかれぬ長哥なれども十一十二ともに同じく宮風なるべく代も主も知らるぬ短歌なれ挙げ十四ともに古き東歌と巻を巻く巻を結たるなれ〳〵し漢國の古哥は国風なれ始めを為きり此方なる宮風なれ前に唐國風と未させしものを見ゆ上代の事なれからなれ対へ云を宜なら紛と藤原奈良宮なる至く是を集免らきし項にそのいはこを好免る世なれを云なれりめくて今の五巻は山上憶良大夫なる哥集なるらむ七を十の巻は歌もんちく古く集免休も他と異なく此二巻を姿等しけれ姿誰を一人の集免なり

十五巻は新羅へ遣はされし御使の哥等と中臣朝臣宅守の茅上娘子を贈和せると称以て一巻とせしにて又誰の集免しとも知らるを更十六巻は前後ふは古くをしある歌も有を中間なを哥とも聞えぬ万俳戯きくなこの一巻なれ載く様異なる中に河村王此人は続紀を考なるを宝亀の頃をり延暦九年なく見ゆその前なるほと知はしし大伴家持の哥も何を古を集あらを家持卿れ集乃うちなるやあらむ三巻をり四六八九十七十八十九二十なる巻くは家持の家集なるなを慥なり如是を

萬古萬葉集と云るは右六卷にして自余諸家の
集等あるもし後世に出る所の雜りて二十卷とは成
しにたれ然るに一二の卷は外ハ何也成とれもを
知るはこのらぬ成ける意も得ぬ後人乃私ふ次第と
なるもせしものなり故三より十六の卷を佛を事れ
様も時代年月も前後ふは成るけるなり今是成委
く考く次第成改めう〳〵ふるみるふまつ一二を今の
如し次を今の十三を三をし今乃十一十二十四を
四五六をもるをし上ふ云るこの如し今れ十を七を

を凡古哥ある中ふ藤原の古ふし里をを見る詞
ゆれ集ふ奈良の始の人れ集ふらむ
今れ七成八をを是も古哥にく集をし今乃五成九を次
末ふ天平五年の秋ふ遣唐使れ発船をる時
六月の哥あを　今れ九を十と天平五年の秋ふ遣唐使れ発船をる時
れ哥あれ　今れ十五成十一をを中臣宅守は石上乙麻呂と同し年頃に
けるを
流れしと見ゆれ天平今の八を十二と次天平十三
十一年乃頃の哥とも也季
年を注セる哥あを又久迩京をり
奈良乃故郷へ贈れる哥も
今れ四成十三を
を是ふを久迩京をり奈良へ贈き
る哥あれを右と同し年頃を
今乃三を十四と
次ふに天平十六年今の六成十五をを久迩京乃荒
七月をあり
哥あをこは天平十八年
時代を上ふ云るの
九月より後乃あを也り十六を今乃如し

如十七今の如し　末は天平十八今の如し　末は天平勝宝
志　年正月を有
二年二　十九今れ如し　末に天平勝宝二十今乃ちと
月を有　五年二月を有
天平宝字三年正月の、
し　哥乃傳にして巻を終をめく年月れ次をも惟
尓記しく有れを宝後尓錯乱く前後尓成れをしと
を知へし云ハ、、今こゝ尓は文と説きたり野
雁云是ハ勅撰なら彩る證を思ひ得られけるこゝら
右の六巻続正集を　但し万葉考の文ふ勅撰とは
　　さしく云きされを上尓引く
如く高野乃御時云ハと見え又古今集を以て論ハ
はれなるをを勅撰をは思はれけるをしなを
自餘を諸ち家集と著く見ゆるも何る続後尓加れ

ふものと決免らきなる趣れ物精しからさふ説
れりちる宝阿闍梨乃考に於ても亦思をを続
云ふしをもく集中ち哥貞四千五百余首此奈尓詩文序狀等
あまりてを秀絶きをふは多これをも又拙劣きふも
絶く動き尓非ず又一部乃體裁も何と定ら文し
ふいをく紀律なきちる れを是いの尓をを私記
れるの故なりちると然ての尓ふらきさふを一集続
撰られむ科なく萬葉集をを稼て号なられけ年萬葉
をを萬乃詞をを云義れ
り後葉の葉尓は非を其故はもし一家の集なりせ

なほ他の諸集ども故ありて集められしかとはいくたくに此家は父祖より當人にいたるまでの遠代乃皇統始めて名も知らぬ異しき哥等万葉に汎く採られ多くよりは惣負の中なる刪定をむとの設にて有けむもし勅撰あるべき事ありけりて代るの傳なれども知かたしはて代匠記ふ拾はれ多く遺にも其かきれ證ども形なる法記據は猶卷毎に多のれども今をたく方葉考に正集ども決免らぬ事ふ六卷は中にも然有さる證を云法一卷に天皇御製歌三芳野之耳我嶺爾云々ども所なる左よ一字を除して哥を載せ右句に相換因此重載哥ども注せるは勅撰の體に非ず多中大兄近江宮御宇天皇三山歌一首題せほは當時古記の在し故然るに法ども御處形とも索め出られたるなるに法し然らず天智天皇の御事故ちの無敬ふはいかゝの書さる法況此一事故以て一部の論故決むる不足ぬり次よ此一二卷は御代〻を標し別らぬども不大寶元年辛丑秋九月太上天皇幸于紀伊國時歌ども正ちく文武天皇の御代かきは必

ら後藤原宮御宇天皇代と標ちゐ為と
（明天皇と）
（巻尓齊）
なん後崗本宮
云〻とありまゝ和銅元年戊申天皇御製歌と
は元明天皇なもなこもも寧樂宮と
と其處ゐと無くて巻終ゐ一首ゐ處尓のみ〻
〻あはそいかゐまゐ大行天皇云〻とゐは崩
ゐしく未御諡（イヤヲノナノミナ）たてまつらぬ間（ホド）の大御號（ウ）なれ婆其時（ウ）
の物書せはまゝを取もるあもまゝ和銅三年庚戌
春三月從藤原宮遷于寧樂宮時御輿停長屋原迴望
古郷御作歌と題しく其哥は飛鳥明日香能里乎置

而伊奈婆君之當者不所見香聞安良武と
日香よも藤原ゐ遷らを時（ウ）の御製ゐはゐ著しゐ
れかはこのもの誤とも正さをて公ゐは貢進らもむ
やを次よ或本從藤原宮遷于寧樂宮時歌ゐは本文
ゐはゐ或本と云こをいのゐをや二巻ゐ哥乃左注
ゐ大伴田主字曰仲郎云〻此人を安麻呂卿の二子
にて撰者家持ゐ仲（ナカ）父（チチ）なるこのら哥ゐは由なさ内〻
ゐ字とゐへ注ちれたはゐく次の端詞ゐと大伴田
主仲郎を書るもうちをけたる筆ゐをさゐと見え
（武）

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

たりまゝ但馬皇女薨後穂積皇子冬日雪落遥望御墓悲傷流涕御作歌一首を載る但馬皇女は續紀に和銅元年六月薨と見えく元明天皇の御代の事なるを藤原宮の部に挙げあるを是いまゝ藤原に御座の一時の例なれ共寧樂に遷りませる例に従らは寧樂宮は和銅三年の事なり又其次に弓削皇子薨時置始東とちく挙げたるなり又其次に弓削皇子薨時置始東人歌一首并短歌云々弓削皇子を文武紀に三年七月薨と見えく右の但馬皇女薨ぬりは九年前の事なれ共次第あのつゝ十一巻に以前一百四十九首

柿本朝臣人麻呂之歌集出は人麻呂集なる哥の一群なるを挙たるにて殊に撰定を先りしを見ゆ十二巻は契沖論れし外に又あるを見え又十三巻哥の左注に右三首但或書此短歌一首無有載之也とあれ勅撰の體ならむや又此巻の本文乃哥に少異なるの他本に何れ流安悉く左に挙たるも後の校定の料ふしく是も草案なる徴なり又右二首但或云此短歌者防人妻所作也然則應知長歌亦此同作焉とあるを上なるに同し十四巻安利伎奴乃佐

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

○一部の體裁勅撰ならぬ故なほ炳焉き

惠佐惠之豆美云々の左注に柿本朝臣人麻呂歌集中出見上已詮也あれども躬好のうち思ふことを一部にあつめ記せる文にあり此哥ハ既く四巻ふも出たる凡てまきらの余ふもまきけ於き事等なほ寡のらぬ文正集ゝ決免ら也ゝ万葉考の説は最精しから文ゐむ如是れ一部二十巻みな於ら勅撰ふゝらゝしく家持卿私撰ハ草案ふる事何かは疑ふ法き

新考ハ事

おの也此書ハ撰りて新考ゝ也しも題けあはよしは此集ハ注書ゝ昔ゝ也甚く多の歌とみる古辭の曉も難き小拘泥く意の底ゝら法の味ふゝ解至ゆ歌もりいまあ元り紀哥ハ情ふ切於歌こゝを諷免題ハもの於ゝ於調にゝらてゝ其の功用ハなさ文氣調を尋免く其意をハ知ゝ法し然也ゝ古書と解くとゝ趣同しから文又此集ハ端詞ゝ疎くして哥の意ハ包さ也ゝ古今集於との端詞ゝ哥の意ハ合免たり、此集ハゝ此ゝのら文時勢事情ハ考ゝ文く解法し今ふ書ハふ於らゝ

し城要免えものしあれ共おれおのら旧釋とを新
あらをてを所由にをりおむ新考をは号けたるおり

此集よりきくいはまほしき事等

此集を歌集とをいふとも古事記書紀を並ひてか
爰の皆ふ三の皇國乃底宝うるしあのられ真書か
りさるを古辞ふ言霊ゑ幸はふ国辞魂の輔佐る國
と言傳へ来あるる言辞乃本川真書ふて神世ゑ傳説
とも皇の御事城も誓へ明ををしくをまり此集城
熟らふをみうのはをあ上古ふ練習へるる進みふこを

古事記書紀かとを染窺ゆへきをさおれ然らふを
ゆへきをたの能免所りあむ又紀ふ遺漏をる差誤
りある事とを此集ふ照して證明らむは功用をく
おから文又上ふ論る如く四千五百余首をれまを
刪定れをしくさるのらあるるる故ふ事汎あきい方を
ふ通はし取て不足おを於る珠津宝の古言と多ふ
潛出て世ふ幸せらむや
此集おを多おく漫のはしくくを所るを未撰をれ
まぬまくあるをは於り然る城皆人あの文慨しを思

、ふを然はことなれと今世ハして上古を考へ明
らめむ為よりも古書の多の内に不如ハ此集の哥は
一首もし面考證に係らぬもを先れ集是ハ思ひ競ふ
るに當世なのらの面影も添ひ此集を猶こよな
かりゝ多はそれく古書を多く傳ハらぬ世に此集
ハしるいさゝこの缺たる巻も多く全有ゝを思ふに
ハ此霊幸は多神ハ助に為ハ有けめ如是ハ集項に
戴け持く恩頼のゝ多はそし城禱ハ
集中誤りもし脱もおもり也思ハるゝ事等の著か

はも其をしるの志面ハ内に補ひ又決く懲れ
見ぬ見るは方ハ内に書せり惣く私に字ハ改め
るは一も形し又後人の所為も著きとも其よし
物し面ハ多ること無し此事を古書ハ重みすはに
くるこの既くり思ひ執ひるり操なり然はも一
字を易ひ也婆即永世に復ら勇ひ形の甚も深
も悲悼しさに形む
土地鳥獸草木方言乃類も心の限ひ知れ神も
なは詳ならるあり土地ハ此ことは其國々に面熟

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

熟考するに万葉集知られぬあるべきかあらし方言もかなくかの遺老はもあるべきり鳥獸草木なるべき彼處かの有るべき此處に無き類もあれば其れ集なりさて此注釋もの中とあらは普く國々をも問ひ明らめるべき説法記録をも早速やけくは得あらぬわれにて次の巻巻をみ解く妨もあるべく又躬にのら得せぬこと

は猶ほ此のあるべきあるべきあるべ

歌は真情なるはもとにしく顕露かを言難き旨とも諷刺出れ集事の難べきを中々に情の通ひは

和さるべき故に歌を假る事に用ひは敢義あれ旨あるべき神武天皇紀に諷歌倒語を云こそ見えあるべし上古人を無用なる華飾をもなせ意氣

れ通達るべきもの要をもあるべきりけれ故に然物事に當りて用と為りけるを譬喩心さる方に側視もせ

更行進む官人れ如く威あるべきて事成遂ること速し

又後世人のれも為を巧免るべき哥をうちと為べきれ

凡人孔各のあるべき情をやりれく戯色のくの如く心

はもを方をこと定方ら更あるべきのちもをるべき有けれ是成

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

あめたるつくいはく落あまり水の源を流れ出ては
末は淀とも清濁は色同しからぬ如しはきを
潔白き上古いの哥尓其世は偶ひ虚飾れ孫後世の
詞にもその情を察ふはしさくもの古を知るもの
は此哥なる故ふれは熟ら記てまり古辭は明ら
免なは意も隨ひて暁り得はく意は知ら婆そのか
みの情狀を知りおむ然らん文を熟く古書は解得し
故此集なむ古學の本根はおりけ

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』　請求記号 837-35
ガラス使用

837
4
35

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』 請求記号 837-35

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『万葉集新考』 請求記号 837-35

ガラス使用